

改 正	昭和六三年	七月二二日訓令第二一号	平成 元年	三月二八日訓令第四号
	平成 二年	三月三十一日訓令第一三号	平成 五年	三月三十一日訓令第九号
	平成 六年	三月三十一日訓令第九号	平成 七年	四月二一日訓令第二一号
	平成 九年	三月三十一日訓令第三二号	平成一〇年	三月三十一日訓令第一六号
	平成一一年	三月三〇日訓令第九号	平成一二年	三月三十一日訓令第二一号
	平成一三年	三月三〇日訓令第一〇号	平成一四年	三月二九日訓令第一三号
	平成一五年	三月二八日訓令第八号	平成一六年一	二月二四日訓令第一九号
	平成一七年	三月二九日訓令第一二号	平成二〇年	三月二八日訓令第一四号
	平成二一年	三月三十一日訓令第三号	平成二二年	三月三〇日訓令第九号
	平成二七年	六月一二日訓令第一〇号	平成三一年	三月二九日訓令第四号
	令和 三年	三月三〇日訓令第一〇号	令和 七年	三月二八日訓令第八号
			本庁	
			地域機関	
			埼玉県労働委員会事務局	
			埼玉県収用委員会事務局	

埼玉県職員安全衛生管理規程を次のように定める。

埼玉県職員安全衛生管理規程

埼玉県職員衛生管理規程（昭和四十九年埼玉県訓令第二十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 安全衛生管理体制（第五条—第十五条）

第三章 健康管理（第十六条—第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 職員の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
（用語の意義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 本庁及び地域機関に勤務する職員をいう。
- 二 本庁 埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第二条第二項に規定する本庁に属する機関及び埼玉県労働委員会事務局及び埼玉県収用委員会事務局をいう。
- 三 地域機関 埼玉県行政組織規則第二条第三項に規定する地域機関に属する機関をいう。
- 四 部局長 別表第一の上欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある者をいう。
- 五 主管課 別表第一の上欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の下欄に掲げる課をいう。
- 六 主管課長 主管課の長をいう。
- 七 所属所 本庁及び地域機関をいう。
- 八 所属長 所属所の長をいう。
（所属長の責務）

第三条 所属長は、所属所における職員（埼玉県行政組織規則の規定により課等に属しない職に係る庶務を所掌する所属所にあつては、当該課等に属しない職にある者を含む。以下「所属職員」という。）の安全の確保及び健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の安全及び衛生に関し、所属職員の意見を聴くための機会を設けるよう努めなければならない。

（職員の責務）

第四条 職員は、常に自己の安全及び健康の保持増進に努めるとともに、所属長から安全及び健康に関する指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第二章 安全衛生管理体制

（統括安全衛生管理者）

第五条 本庁及び地域機関の安全衛生管理業務を統括管理するため、統括安全衛生管理者を置く。

2 統括安全衛生管理者は、総務部長の職にある者をもつて充てる。

（総括安全衛生管理者）

第五条の二 法第十条第一項に規定する総括安全衛生管理者として、本庁にあつては本庁総括安全衛生管理者を、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）

第二条第一号又は第二号の規定の適用を受ける地域機関にあつては当該地域機関の名称を冠した総括安全衛生管理者（次項において「地域機関総括安全衛生管理者」という。）を置く。

2 本庁総括安全衛生管理者は統括安全衛生管理者を、地域機関総括安全衛生管理者は当該地域機関の長をもつて充てる。

（部局長の職務）

第六条 部局長は、当該部局の職員の安全及び衛生に関する業務を統括管理する。

（主管課長の職務）

第七条 主管課長は、当該部局の職員の安全及び衛生に関する業務について連絡調整を行う。

（安全管理者）

第八条 常時五十人以上の職員が勤務する地域機関で施行令第二条第一号又は第二号に掲げる業種のものに、法第十一条第一項に規定する安全管理者を置く。

2 安全管理者は、所属長が資格を有する者のうちから選任し、所属職員の安全に関する事項を管理する。

3 所属長は、安全管理者を選任したときは、様式第一号の安全管理者選任報告書により、速やかに統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（衛生管理者）

第九条 主管課（人事課及び税務課を除く。）、職員健康支援課及び常時五十人以上の職員が勤務する地域機関に、法第十二条第一項に規定する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、所属長が資格を有する者（原則として主幹以上の職にある者に限る。）のうちから選任し、所属職員の衛生に関する事項を管理する。

3 所属長は、衛生管理者を選任したときは、様式第二号の衛生管理者・安全衛生推進者等選任報告書により、速やかに統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（安全衛生推進者等）

第十条 衛生管理者が選任された所属所以外の所属所のうち、施行令第二条第一号又は第二号に掲げる業種のものに安全衛生推進者を、その他の業種のものに衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者及び衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）は、所属長が所属職員（原則として主幹以上の職にある者に限る。）のうちから選任し、所属職員の安全及び衛生に関する事項（衛生推進者にあつては、衛生に関する事項に限る。）を管理する。

3 所属長は、安全衛生推進者等を選任したときは、前条第三項の報告書により、速やかに統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（産業医）

第十一条 本庁及び地域機関に、法第十三条に規定する産業医を置く。

2 産業医の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

（作業主任者）

第十二条 法第十四条に規定する作業を行う所属所に、同条に規定する作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、所属長が資格を有する者のうちから選任し、法第十四条に規定する事項を行う。
(埼玉県職員安全衛生委員会)

第十三条 職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議させるため、埼玉県職員安全衛生委員会を置く。

(安全衛生委員会及び衛生委員会)

第十四条 法第十七条及び第十八条の規定の適用を受ける地域機関に、法第十九条第一項に規定する安全衛生委員会を置く。

- 2 本庁及び法第十八条の規定の適用を受ける地域機関（安全衛生委員会が置かれているものを除く。）に、同条第一項に規定する衛生委員会を置く。

(総合調整会議)

第十五条 職員の安全及び衛生に関する基本方針について調査審議させ、及び各部局の共通的事項について調整を図らせるため、総合調整会議を設置する。

- 2 総合調整会議は、統括安全衛生管理者、人財政策局長、人事課長、職員健康支援課長及び管財課長をもつて構成する。
- 3 総合調整会議は、統括安全衛生管理者が招集する。
- 4 統括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、総合調整会議に関係機関の長の出席を求めることができる。
- 5 総合調整会議の庶務は、職員健康支援課において処理する。

第三章 健康管理

(総合的計画)

第十六条 統括安全衛生管理者は、職員の健康管理に関し、総合的計画を策定し、及び推進しなければならない。

(健康診断の種類等)

第十七条 職員に対して行う健康診断の種類及び実施方法等は、別表第二に掲げるとおりとする。

- 2 統括安全衛生管理者は、特に必要があると認めるときは、別表第二に掲げるもの以外の健康診断を行うことができる。

(健康診断の受診義務)

第十八条 職員は、指定された期日までに健康診断を受けなければならない。ただし、統括安全衛生管理者が健康診断を受ける必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による健康診断を受けなかつた者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を所属長を経由して、職員健康支援課長に提出しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第十九条 職員健康支援課長は、健康診断を実施した結果を所属長に通知しなければならない。

- 2 所属長は、前項の通知を受けたときは、その内容を職員に伝達しなければならない。

(健康診断の結果の活用)

第二十条 所属長は、健康診断の結果を職員の健康管理のため有効に活用しなければならない。

- 2 所属長は、前条第一項の通知を受けたときは、衛生管理者又は安全衛生推進者等に適切な指導を行わせなければならない。

(健康管理情報の取扱い)

第二十条の二 健康診断の結果その他の健康管理に関する個人情報（以下この条において「健康管理情報」という。）を取り扱うことができる者（以下この条において「健康管理情報取扱者」という。）及び取り扱う範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 所属長、衛生管理者、安全衛生推進者等及び地域機関の産業医 所属職員に係る健康管理情報
- 二 本庁の産業医及び職員健康支援課健康管理担当 全ての職員に係る健康管理情報
- 2 健康管理情報取扱者は、この規程に基づく衛生に関する業務を行うに当たっては、健康管理情報の重要性に鑑み、その保護を図らなければならない。
- 3 健康管理情報取扱者は、健康管理に係る関係書類の取扱いに当たっては、健康管理情報の漏えい、滅失、毀損等を防止し、その保護を図るため、適切な措置をしなければならない。当該関係書類を廃棄する場合も同様とする。

4 健康管理情報取扱者は、職務上知り得た健康管理情報その他の個人情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた場合においても、同様とする。

(措置決定申請)

第二十一条 所属長は、所属職員が次のいずれかに該当するときは、速やかに次条第一項の措置決定に係る申請をしなければならない。

- 一 傷病により九十日を超えて療養又は休養をする必要があると医師に診断されたとき。
- 二 前号の診断を受けている場合において、当該療養又は休養の期間を延長する必要があると医師に診断されたとき。
- 三 前二号の診断を受けている場合において、勤務に就くことが可能であると医師に診断されたとき。

2 所属長が、前項に規定する申請をする場合、様式第三号の措置決定申請書に様式第四号の診断書、様式第五号の観察報告書その他必要な資料を添え、主管課長を経由して、統括安全衛生管理者に提出しなければならない。

3 所属長は、第一項に規定する申請をするに当たり、埼玉県職員健康審査会規則（平成二十一年埼玉県規則第二十八号）に基づく埼玉県職員健康審査会（第二十三条第三項において「職員健康審査会」という。）の開催日を考慮しなければならない。

(措置決定)

第二十二条 統括安全衛生管理者は、前条第二項の規定による措置決定申請書を受理したときは、埼玉県職員健康審査会の意見に基づいて、別表第三の指導区分表に定める指導区分により措置決定を行い、その結果を当該所属長に通知しなければならない。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、その内容を当該職員に伝達しなければならない。

(精神保健相談)

第二十三条 統括安全衛生管理者は、医師による職員の精神保健に関する相談を行うものとする。

2 前項の相談の実施に関し必要な事項は、統括安全衛生管理者が定める。

3 精神に係る疾病により九十日を超えて療養又は休養中の職員が就業しようとするときは、当該職員は、第二十一条第一項第三号の規定による措置決定申請に基づく職員健康審査会の審査が開始される前に、第一項の相談を受けなければならない。なお、所属長は、所属職員が第一項の相談を受けるに当たり、必要な情報を統括安全衛生管理者に提供しなければならない。

第四章 雑則

(委任)

第二十四条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、統括安全衛生管理者が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月二十二日訓令第二十一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二十八日訓令第四号）

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定、第二十条第二項ただし書の改正規定、第二十一条第一号の改正規定、別表第二の改正規定、様式第一号の改正規定、様式第三号の改正規定及び様式第四号から様式第四号の三までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三十一日訓令第十三号）

この訓令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日訓令第九号）

この訓令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日訓令第九号）

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年四月二十一日訓令第二十一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日訓令第三十二号）

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月三十一日訓令第十六号）

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日訓令第九号）

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日訓令第二十一号）

この訓令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日訓令第十号）

この訓令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日訓令第十三号）

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日訓令第八号）

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十四日訓令第十九号）

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日訓令第十二号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日訓令第十四号）

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一埼玉県労働委員会事務局の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日訓令第三号）

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に復職後の経過観察の期間中である職員に係る措置決定申請書の提出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年三月三十日訓令第九号）

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年六月十二日訓令第十号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正前の埼玉県職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三一年三月二九日訓令第四号）

この訓令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三〇日訓令第一〇号）

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月二八日訓令第八号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正前の埼玉県職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第二条関係）

上欄	中欄	下欄
秘書課	知事室長	秘書課
企画財政部	企画財政部長	企画総務課
総務部	総務部長	人事課（税務課、個人県民税対策課及び県税事務所等にあつては、税務課）
県民生活部	県民生活部長	県民広聴課
危機管理防災部	危機管理防災部長	危機管理課

環境部	環境部長	環境政策課
福祉部	福祉部長	福祉政策課
保健医療部	保健医療部長	保健医療政策課
産業労働部	産業労働部長	産業労働政策課
農林部	農林部長	農業政策課
県土整備部 埼玉県収用委員会事務局	県土整備部長	県土整備政策課
都市整備部	都市整備部長	都市整備政策課
会計管理者の補助組織	会計管理者	出納総務課
埼玉県労働委員会事務局	事務局長	審査調整課

別表第2（第17条関係）

種類	対象職員	回数
定期健康診断	全職員	年1回
二次健康診断	定期健康診断の結果、脳血管疾患又は心臓疾患に関する一定の項目に有所見の判定があり、未治療の職員	年1回
結核感染業務従事者健康診断	結核患者に接触し、結核に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
結核有所見者健康診断	結核感染業務従事者健康診断の結果、有所見と判定された職員	年2回
放射線業務従事者健康診断	エックス線等の放射線を取り扱う業務に従事する職員	年2回
と畜検査業務従事者健康診断	家畜を取り扱う業務に従事する職員	年1回
シールド工法工事検査業務従事者健康診断	シールド工法工事検査のため、異常高圧下での業務に従事する職員	年2回
有機溶剤取扱業務従事者健康診断	有機溶剤を取り扱う業務に従事する職員	年2回
情報機器作業従事者健康診断	情報機器作業に従事する職員	年1回
障害者介護業務従事者健康診断	介護、看護等腰部に著しい負担のかかる業務に従事する職員	年1回
自動車運転業務従事者健康診断	公用車を運転することを職務とする職員	年1回
粉じん業務従事者健康診断	粉じんが発生する業務に従事する職員	年1回
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	年2回
特定化学物質等取扱業務従事者健康診断	特定化学物質等を取り扱う業務に従事する職員	年2回
石綿作業従事者健康診断	石綿を取り扱う業務に従事する職員	年2回
破傷風予防接種	土壌を取り扱う業務に従事する職員	年1回
B型肝炎健康診断	血液検査等のため、B型肝炎に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
B型肝炎予防接種	B型肝炎健康診断の結果、ワクチン接種が必要な職員	年1回
麻疹対策業務従事者健康診断	麻疹対策業務のため、麻疹に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
麻疹予防接種	麻疹対策業務従事者健康診断の結果、ワクチン接種が必要な職員	年1回

別表第3（第22条関係）

指導区分			事後措置
区分		内容	
生活規制の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行つてよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病、再発防止のため必要な指導を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

様式第1号（第8条関係）

安全管理者選任報告書

事業の種類					
事業場の名称				職員数	名
事業場の所在地 電 話					
氏 名 職 員 番 号		生年月日	年 月 日		
選任年月日	年 月 日	専任又は兼職	1 専任	2 兼職	
権限及び職務区分					
経 歴 の 概 要					
備 考					

年 月 日

所属所名

所属長名

様式第2号（第9条関係）

衛生管理者選任報告書
安全衛生推進者等

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地 電 話			
職 員 数	男 名	女 名	計 名

※ 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員数

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	計

氏 名	職員番号	性別	年齢	選任年月日	担当する職務	他の職務
参考事項	(衛生管理者免許取得年月日を記入してください。)					

年 月 日

所 属 所 名

所属所コード

所 属 長 名

職 員 番 号

統括安全衛生管理者

総 務 部 長 様

措置決定申請書

第 年 月 日 号

統括安全衛生管理者
総務部長様

所属所
所属長

下記の職員から別添のとおり、医師の診断書その他の資料が提出されたので、埼玉県職員安全衛生管理規程第21条の規定により、申請書を提出します。

記

- 1 住 所
2 氏（ふりがな）名 (男・女)
3 職 員 番 号
4 生年月日（年齢） 年 月 日（ 歳）
5 職名及び職務内容
6 申請の区分 (1) 新 規 (2) 延 長 (3) 復 職
7 申請内容 ※病気休暇・休職期間の通算規定に該当する場合は、通算した期間ごとに記入

(1) 既承認期間

	始 期	終 期	合計日数
病気休暇	年 月 日	年 月 日	日間
休 職	年 月 日	年 月 日	日間

(2) 今回申請期間

	始 期	終 期	合計日数
病気休暇	年 月 日	年 月 日	日間
休 職	年 月 日	年 月 日	日間

(3) 復職希望年月日 ※復職申請時に記入

年 月 日

- 8 病気休暇又は休職の原因 (1) 公務傷病 (2) その他の傷病
9 そ の 他

診 断 書

埼玉県職員健康審査会

所 属 所		職 名		
氏 名		性 別	男 ・ 女	
住 所		生年月日	年 月 日 (歳)	
病 名		発病年月	年 月	
I C D10カテゴリー：F－ (.) ※精神に係る疾患の場合は記入必須(注2)		受診に 至った経緯		
既 往 症		発病年月	年 月	
		治療期間	年 月 ～ 年 月	
発病以来の 症状・経過		治 療 経 過	現在の状況	入院・外来 ※該当に○をする
			リワーク・ケア等 等の利用 ※精神疾患の場 合のみ記入	有・無 ※該当に○をする 年 月から 年 月まで
			検査結果等	
現在の症状		処方内容		
特に問題となる点				
療養・休養 期間(注3)	※療養・休養の場合のみ記入 年 月 日から 年 月 日まで			
復職可能日 (注3)	※復職の場合のみ記入 年 月 日から復職可能			
療養・休養及 び復職後の勤 務に関する意 見				

上記のとおり診断します。

年 月 日

所 在 地

医療機関名

医師の氏名

注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 「病名」と「I C D10カテゴリー」を整合させてください。

注3 「療養・休養期間」または「復職可能日」のいずれか記入してください。

診 断 書

(結核性疾患用)

埼玉県職員健康審査会

所属所			職 名		
氏 名			性 別	男 ・ 女	
住 所			生年月日	年 月 日 (歳)	
病 名	発 病 年 月		受診に至った経緯		
[学会分類]	年 月				
既 往 症	発 病 年 月		治 療 期 間		
	年 月		年 月 ～ 年 月		
QFT等インターフェロンγ試験	陽性 ・ 判定保留 ・ 陰性 (年 月 実施)				
ツベルクリン反応	(年 月 判定) × (×) (発赤・硬結・水泡・壊死) ×				
B C G 接 種 歴	無 ・ 有 (年 月 接種) ・ 不明				
現在までの 治療経過	入院治療	年 月 日～ 年 月 日	結核菌検査(喀痰・その他)		
	通院治療	年 月 日～ 年 月 日	年月日	方法(注2)	成績
	抗結核薬	INH・RFP・SM・EB・PZA			
	その他 ()				
現在の 症状	薬剤耐性	無 ・ 有 ()			
	咳漱・喀痰・発熱・胸痛・呼吸困難 その他				
現在の 所見	レントゲン所見				
	   (年 月 日) (年 月 日) (年 月 日) その他の所見				
特に問題 となる点					
療養・休 養期間	年 月 日から 年 月 日まで				
療養・休 養及び復 職後の勤 務に関す る意見	【復職の場合のみ記入】 年 月 日から復職可能				

上記のとおり診断します。

年 月 日

所 在 地

医療機関名

医師の氏名

注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 検体(喀痰等)と方法(塗沫等)について、記入してください。

注3 胸部X線画像を添付してください。

観 察 報 告 書

埼玉県職員健康審査会

所 属 所 名 (所属所コード)		職 名	
氏 名		現所属の在籍	年 月 日から
住 所		性 別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日 (歳)
発病時の状態・ 不調に至った背景			
最近の生活状況			
家庭の環境			
療養・休養前の勤務状況 ※試み出勤中の場合 、試み出勤中の勤務 状況等を記入			
復職に関する希望	所属長 本 人		
特に問題となる点			

年 月 日

 所 属 所 名
 衛生管理者又は
 安全衛生推進者等
 職 ・ 氏 名

観 察 報 告 書

（結核性疾患用）

埼玉県職員健康審査会

所 属 所 名 (所属所コード)		職 名	
氏 名		現所属の在籍	年 月 から
住 所		性 別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日 (歳)
発病時の状態			
最近の生活状況			
家庭の環境			
勤務状況 (療養・休養中の場合は健康時のものを記入)			
所属の接触者 健康診断の実施状況（可能な範囲で記入）			
復職に関する希望	所属長		
	本 人		
特に問題となる点			

年 月 日

所 属 所 名
衛生管理者又は
安全衛生推進者等
職 ・ 氏 名